

令和8年第1回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

- 1 開催日時 令和8年1月13日(火)午後3時00分から午後3時15分
- 2 開催場所 栄町役場庁舎5階大会議室
- 3 出席委員(8名)

会	長	8番	増田 榮
会長職務代理者		7番	長谷川 貴子
委	員	1番	長崎 光男
		2番	朝倉 友子
		3番	鈴木 憲司
		4番	野村 斗士夫
		5番	川崎 重克
		6番	藤崎 賢治
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会議書記の指名
 - 第3 議事
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
 - 報告第1号 農地法第5条許可に伴う工事完了報告と転用事実確認証明願について
 - その他
- 6 出席職員
 - 農業委員会事務局長 小川 浩昭
 - 農業委員会事務局主事補 鈴木 亜衣人
- 7 農地利用最適化推進委員(6名)
後藤 良和、山田 敏文、埜寄 久雄、塩田一雄、竹内 邦夫、藤崎 進

◎開会

午後 3 時 0 0 分開会

○事務局長（小川浩昭）

それでは、始めさせていただきます。起立、礼。

○議長（増田榮）

ただ今より、令和 8 年第 1 回栄町農業委員会総会を開会します。

本日の委員 8 名中 8 名出席ですので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、総会は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長（増田榮）

議事日程第 1 の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（増田榮）

それでは、5 番川崎委員、6 番藤崎委員にお願いします。

◎会議書記の指名

○議長（増田榮）

議事日程第 2 の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の鈴木氏を指名します。

○議長（増田榮）

それでは議事に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とし、整理番号 1 について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（小川浩昭）

それでは、議案第 1 号 整理番号 1 について、ご説明いたします。場所につきましては、2 ページをご覧ください。

農地の所在は、北辺田字辺田、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は 1,722㎡です。譲渡人、譲受人及び経営面積は、記載のとおりです。

本件は、農地の一部を生前贈与により所有権移転を目的として、農地法第 3 条の許可を申請したものでございます。

譲受人の労力総数は 1 人、申請事由は、生前贈与になります。

それでは、農地法第 3 条第 2 項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第 1 号の全部効率利用要件及び同項第 4 号の農作業常時従事要件は問題ないと思われ
ます。

次に、譲受人は法人ではなく、また、信託行為ではありませんので、同項第 2 号の法人要件及び同項第 3 号の信託の禁止には該当いたしません。

次に、申請地は譲渡人の自作地なので、同項第5号の転貸等の禁止には該当いたしません。

最後に、同項第6号の地域との調和要件ですが、申請地は田で、譲受人は現在も水稲を作付けしており、問題はないと思われます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

○議長（増田榮）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を藤崎委員から報告願います。

○藤崎委員

申請された農地について、現地を確認してまいりましたので、報告させていただきます。

申請地は、現在、譲受人が耕作していた水田になり、特に問題はないと思われます。以上です。

○議長（増田榮）

続いて、農地利用最適化推進委員の藤崎さんから、ご発言がありましたら願います。

○藤崎推進委員

特に問題ないと思います。

○議長（増田榮）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。ありませんか。

（挙手なし）

○議長（増田榮）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号 整理番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（増田榮）

挙手全員、よって議案第1号 整理番号1については、許可することに決定しました。

○議長（増田榮）

続いて、議案第1号 整理番号2について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（小川浩昭）

それでは、議案第1号 整理番号2について、ご説明いたします。

場所については、3ページをご覧ください。

農地の所在は、安食字木塚、地目は登記簿・現況共に田、面積は1, 679㎡他2筆で合計3, 309㎡になります。譲渡人、譲受人及び経営面積は、記載のとおりです。

本件は、農地の売買により所有権移転を目的として、農地法第3条の許可を申請したものでございます。

譲受人の労力総数は3人、申請事由は、譲渡人が高齢のため規模縮小、譲受人が規模拡大になります。

それでは、農地法第3条第2項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第1号の全部効率利用要件及び同項第4号の農作業常時従事要件は問題ないと思われ

ます。次に、譲受人は農業法人以外の法人ではなく、また、信託行為ではないので、同項第2号の法人要件及び同項第3号の信託の禁止には該当いたしません。

次に、申請地は譲渡人の自作地なので、同項第5号の転貸等の禁止には該当いたしません。

最後に、同項第6号の地域との調和要件ですが、申請地は耕作がされていない休耕地になり、許可後は野菜を栽培する計画であり、問題はないと思われ

ます。以上、説明とさせていただきます。よろしくお願

○議長（増田榮）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を藤崎委員から報告願

○藤崎委員

申請された農地について、現地を確認してまいりましたので、報告させていただきます。

申請地は、木塚地区内にある農地で休耕地になります。地元の農家が購入後、露地野菜を作付けする計画で農地が活用されるため、特に問題はないと思われ

○議長（増田榮）

続いて、農地利用最適化推進委員の竹内さんから、ご発言がありましたら願

○竹内推進委員

特に問題ないと思います。

○議長（増田榮）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願

（挙手なし）

○議長（増田榮）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号 整理番号2について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求め

（賛成者挙手）

○議長（増田榮）

挙手全員、よって議案第1号 整理番号2については、許可することに決定しました。

○議長（増田榮）

次に、議案第2号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、を議題とし、整理番号1について事務局の説明を求めます。

○事務局長（小川浩昭）

それでは、議案第2号 整理番号1について、ご説明いたします。

場所につきましては、5ページをご覧ください。

農地中間管理事業を活用した賃借権の設定になります。

農地の所在が請方字下請方、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は2,729㎡です。

内容は賃借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人及び経営面積は、記載のとおりです。また、10a当たりの賃借料は1.5俵で、期間は令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間になります。

借受人につきましては、認定農業者であり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われまます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（増田榮）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

○議長（増田榮）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第2号 整理番号1について、町に対し意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（増田榮）

挙手全員、よって議案第2号 整理番号1については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（増田榮）

次に、報告第1号 農地法第5条許可に伴う工事完了報告と転用事実確認証明願について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（小川浩昭）

それでは、報告第1号について、ご説明いたします。

場所につきましては、7ページをご覧ください。

申請地は、龍角寺字前原、地目は登記簿・現況共に畑、面積は274㎡です。転用目的は、農家住宅用地になります。

本件は、申請人より工事完了報告書及び転用事実確認証明願の提出があり、栄町農業委員会事務局規程第6条第15号の規定により、令和7年12月3日に現地を確認し、あわせて転用事実確認証明書を専決処分により交付したものです。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（増田榮）

この案件は、報告だけで採決しませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。ありませんか。

（挙手なし）

○議長（増田榮）

発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議長（増田榮）

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（増田榮）

なければ、以上をもちまして令和8年第1回総会を閉会します。

○事務局長（小川浩昭）

起立、礼、ご苦勞様でした。

午後3時15分閉会